

■排水基準

●有害物質の排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

●有害物質以外の項目の排水基準

項 目	許容限度
水素イオン濃度	海域以外 5.8 以上 8.6 以下 海域 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	160(日間平均 120)mg/L
化学的酸素要求量	160(日間平均 120)mg/L
浮遊物質量	200(日間平均 150)mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3, 000 個/cm ³
窒素含有量	120(日間平均 60)mg/L
磷含有量	16 (日間平均 8) mg/L

■騒音の規制基準

●事業所に関する基準値

		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

●騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

●特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	1号地域	2号地域
基準値	特定建設作業の騒音が特定建設作業の場所の敷地境界線で85 デシベル以下	
作業禁止時間	19時～翌日7時	22時～翌日6時
1日当たりの作業時間	10時間以内	14時間以内
作業期間	連続6日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	
備考	都市計画法用途地域のみ法律で規制され、1号地域は第1・2・3種区域及び4種区域静穏地域80m、2号地域は第4種区域(静穏地域80mを除く。)とする。	

■振動の規制基準

●事業所に関する基準値

		昼 間 (8時～19時まで)	夜 間 (19時～翌日の8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65 デシベル	60 デシベル

●特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制種別	1号地域	2号地域
基準値	特定建設作業の振動が特定建設作業の場所の敷地境界線で 75 デシベル以下	
作業禁止時間	19時～翌日7時	22時～翌日6時
1日当たりの作業時間	10時間以内	14時間以内
作業期間	連続6日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	
備考	都市計画法用途地域のみ法律で規制され、1号地域は工業地域（静穏地域80mを除く。）以外の地域、2号地域は工業地域（静穏地域80mを除く。）とする。	

■悪臭の規制基準

●悪臭防止法に基づく規制基準

規制基準	許容限度	規制地域
第1号規制基準（敷地境界）	臭気指数 15	市が指定した地域
第2号規制基準（煙突等の気体排出口）	排出口の高さを基に算出	
第3号規制基準（排水）	臭気指数 31	